

# 新宿区避難所開設・運営方針

平成 23 年 8 月 31日  
新宿区区長室危機管理課

〈区立小中学校避難所版〉

## 1 避難所の自主開設基準等

避難所の自主開設及び参集基準は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合とする。

### 【平日（学校職員在校時の場合）】

- 避難所運営管理協議会代表世話人、幹事及び各活動部長は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所に参集し、避難所を開設する。
- 学校長は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所運営管理協議会の役員等が到着する前において、避難所の開設準備に着手する。

### 【夜間・休日（学校閉校時の場合）】

- 学校施設管理協力員は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所に参集し、校門及び施設を開放する。
- 避難所運営管理協議会代表世話人、幹事及び各活動部長は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所に参集し、避難所を開設する。
- 学校長、副校長及び区内在住教職員は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所に参集し、避難所運営の協力を行う。

## 2 避難所運営の指揮命令系統

避難所運営上の命令及び決定は、避難所運営管理協議会代表世話人が行う。

### 【避難所運営上の決定権限等】

- 避難所に係る命令・決定は、避難所運営管理協議会代表世話人が行う。
- 代表世話人が不在の場合は、幹事が行う。
- 上記の者が不在の場合には、区職員（地域本部地域活動班）のリーダーが行う。  
ただし、区職員が到着するまでの間、学校長及び副校長が命令・決定を行う。

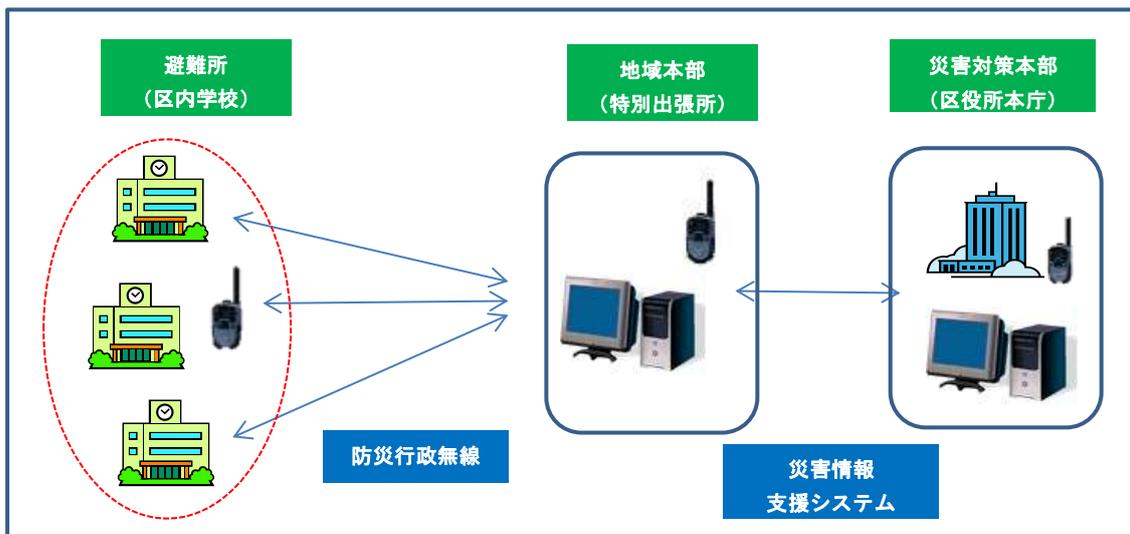
### 3 情報収集・伝達

避難所からの情報収集及び避難所への情報伝達は、地域本部を通じて行う。

#### 【避難所情報の収集伝達】

- 避難所からの情報は、管轄する地域本部（特別出張所）で集約し、災害対策本部（区役所本庁）へ連絡する。
- 避難所への情報連絡は、災害対策本部（区役所本庁）から地域本部（特別出張所）を通じて、管轄する避難所へ伝達する。
- 情報収集伝達方法  
避難所・地域本部間：移動系防災行政無線  
災害対策本部・地域本部間：移動系防災行政及び災害情報支援システム

#### ➡ 情報収集・伝達の流れ



#### ➡ 情報の種類 〈発災初動期の事例〉

##### 【避難所運営管理協議会が収集・伝達する情報】

- 避難所開設情報
  - － 避難者（住民、帰宅困難者、災害時要援護者、負傷者）の状況、避難所運営人員・体制、施設の状況、必要物資など
- 地域の被災情報や救出・救護情報

##### 【災対教育部学校班が収集・伝達する情報】

- 児童・生徒の安否確認
- 学校施設の被災状況

※児童・生徒の安否確認及び学校施設の被災状況は、最優先情報として、災対教育部への情報提供を行う。

#### 4 区職員（災害対策要員）の役割

避難所へは、情報連絡要員を派遣する。また、状況に応じ、避難所運営支援を行うため、区職員（地域本部地域活動班）を派遣する。

- 避難所へ管轄する地域本部（特別出張所）から情報連絡要員を派遣する。
  - － 情報連絡要員は、地域本部との情報連絡や支援にあたる。
- 避難所開設の状況に応じ、地域本部から避難所運営の支援を行うための区職員（地域活動班）を避難所へ派遣する。
  - － 地域活動班員は、避難所運営管理協議会及び学校等と協力し、避難所の運営を支援する。

#### 5 学校教職員（災害対策要員）の役割

区立学校教職員は、災対教育部学校班員として、班長（学校長）の指揮のもとに、避難所の開設に協力する。

- 学校班に避難所開設協力担当を置き、避難所の開設及びその期間中の運営に協力し、応急活動を行う。

##### 【学校班の分掌事務】

- ① 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関すること。
- ② 児童、生徒及び園児の保護者への引き渡しに関すること。
- ③ 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関すること。
- ④ 応急教育計画及び報告に関すること。
- ⑤ 施設の保全管理に関すること。
- ⑥ 避難所開設の協力に関すること。